」概

秋田県身体障害者福祉協会は、県内の市町村身体障害者協会(団体) が会員となって活動している社会福祉法人です。

県協会では「障害者支援施設秋田ワークセンター」の利用者の皆様を 対象に生活介護・施設入所・就労継続・相談などの各種支援や「共同生 活援助(短期入所併設)事業所コミュニティライフサポート谷内佐渡ホ 一ム」の利用者の皆様に、地域で安心して暮らすことができる居住支援 の場を提供しています。

また、県内の障害者の方々を対象に芸能・文化活動やレクリエーショ ンを実施しているほか、人材育成のための研修会の開催や相談支援など、 時代のニーズに沿った各種事業や、障害者と小中学生などとの交流に取 り組むことによって、障害への理解を深めるための活動も積極的に行っ ています。

これからも社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実、効果 的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、 提供する福祉サービスの質の向上と事業運営の透明性を図りながら、地 域福祉の推進に努めて参ります。

目的	利用者の意向と尊厳を尊重し、地域社会で自立した生活を送ることができるよう各種社会福祉事業を行います。
名 称	社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会
事務所の所在地	〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号「秋田県社会福祉会館内」
事業内容	■第1種社会福祉事業 ・障害者支援施設の経営 ■第2種社会福祉事業 ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・障害者更生相談事業 ・身体障害者生活訓練等事業 ■公益を目的とする事業 ・地域生活支援事業 ・社会福祉の増進に資する人材の育成確保に関する事業 ・身体障害者の福祉及び更生のための事業 ・身体障害者の福祉に関する調査研究及び啓発普及
ホームページ	秋田県身障協会 検索
E-mail	infoakita@mua.biglobe.ne.jp
T E L	018-864-2780
F A X	018-864-2781
代 表 者	会長 伊藤英紀
会 員	県内市町村身体障害者協会
設 立	平成2年8月

I県協会主要事業の紹介

【秋田県身体障害者福祉大会】

大会を開催することによって、障害 者福祉への県民意識の高揚を図るとと もに、併せて功労者の表彰を行うこと で、本県における身体障害者福祉の向 上と差別の無い地域社会づくりに取り 組んでいます。

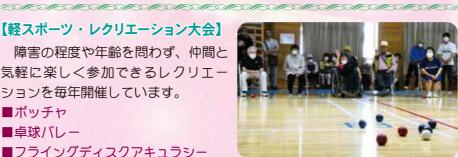
- ■県知事表彰
- ■県協会長表彰
- ■体験発表

■大会宣言

【軽スポーツ・レクリエーション大会】

障害の程度や年齢を問わず、仲間と 気軽に楽しく参加できるレクリエー ションを毎年開催しています。

- ■ボッチャ
- ■卓球バレー
- ■フライングディスクアキュラシー



【心いきいき芸術・文化祭】

障害者の芸術・文化活動への参加を通して本人のいきがいや自信を創出す るとともに、障害に対する県民の理解と認識を深めることを目的に開催して

■障害者芸術福祉展

■パフォーマンスステージ

■製品販売ほか





【小中学生向け障害理解教室】

障害のある方などが講師として県内の小中学校に出向いて講話や障害疑似 体験などを行うことで、児童・生徒と障害者の交流を図るとともに、障害及 び障害者への理解を深め、心のバリアフリーの推進につなげることを目的と して、小中学生を対象とした出前講座や体験教室等を行う「小中学生向け障 害理解教室」を実施しています。

対象は県内の小学生(4年から6年)及び中学生で、学校からの要望によ り概ね5月から11月の期間内で実施しています。

〔車いす体験教室〕

日常生活での体験談や車いすの正しい使い方など

〔盲導犬を知ろう〕

盲導犬に関する講話や盲導犬のデモ ンストレーションなど

〔見えない世界を見てみよう〕

視覚障害者についての講話や視覚障 害者と同行援助者役での歩行訓練など 〔点字を学ぼう〕

点字の歴史や点字五十音の紹介など



【障害者支援施設秋田ワークセンターの経営】

障害者の実態に即した適切なサービ スを提供できる体制を整えながら、障 害者が自立した日常生活と社会生活を 送れるよう支援体制の充実に努めてい ます。



■就労継続支援事業 ■相談支援事業



【相談支援事業】

障害者の生活に関しての困りごとなどの相談を社会福祉士などの資格を 持った相談支援専門員が行っています。

新規に福祉サービスを利用されたい方や継続して福祉サービスを利用し ている方々の「サービス等利用計画書」の作成など、様々な支援を行って います。

【コミュニティライフサポート谷内佐渡ホームの経営】

「コミュニティライフサポート谷内佐渡ホーム」は、令和元年に新築し たエレベーター付きの障害者グループホームです。全館バリアフリーで共 同生活援助(8名)と短期入所(2名)の利用となっている。職員は食事 の提供や生活上の相談に対応するとともに、利用される皆さんが地域社会 の一員として生活できるよう支援しています。





【障害者110番】

障害者の権利擁護にかかる相談窓口を常設するとともに、弁護士による 専門相談を実施して障害者が抱える問題を解決し、福祉の増進を図ってい ます。

- ■TEL: 018-863-1290 ■FAX: 018-863-1296
- ■毎週月曜日から金曜日の9時から16時まで専門の相談員が対応します。 (祝祭日及び年末年始は除く。)
- ■弁護士専門相談: 偶数月の第3火曜日の13時から15時まで
- ■どんな小さな悩みや問題にもプライバシーを守り対応いたしますので、 **あ気軽にご相談ください。来所相談もできます。**

【福祉人材育成のための研修会の開催】

県内の障害福祉事業所における、福 祉サービスや支援の質の向上とその確 保に必要な知識、技能を有する職員の 養成を図るための研修会を開催し、人 材の育成を行い障害者福祉の充実を 図っています。

- ■サービス管理責任者研修
- ■児童発達支援管理責任者研修

